

浜田市上下水道部就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市上下水道事業管理規程第 4 号

浜田市上下水道部就業規則の一部を改正する規程

浜田市上下水道部就業規則（平成 17 年浜田市水道事業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 22 条」を「第 22 条の 4」に改める。

第 3 章第 2 節中第 22 条の次に次の 3 条を加える。

（育児休業）

第 22 条の 2 職員の育児休業については、浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号）及び浜田市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 40 号）の規定の例による。

（修学部分休業）

第 22 条の 3 管理者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が、大学その他の教育施設における修学のため、2 年を超えない範囲内の期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「修学部分休業」という。）を承認することができる。

2 修学部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5 分を単位として行うものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、修学部分休業に関し必要な事項は、浜田市職員の修学部分休業に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 47 号）及び浜田市職員の修学部分休業に関する条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 41 号）の規定の例による。

（高齢者部分休業）

第 22 条の 4 管理者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が 55 歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、5 分を単位として行うものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、高齢者部分休業に関し必要な事項は、浜田市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年浜田市条例第 30 号）及び浜田市職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則（令和 5 年浜田市規則

第 16 号) の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。